

**質問 中川議員（共産 岐阜市）令和8年7月3日（金）**

**4 解体中の旧県庁舎の跡地とぎふ結のもりの活用方針及び検討過程への県民参加について**

**答弁 知事**

平成28年3月に策定されました「岐阜県庁舎再整備基本構想」では、「現庁舎跡地は、県民サービス棟、駐車場、広場としての活用を検討します」とされております。

しかしながら、構想策定から約10年が経過し、この間、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、行政手続のオンライン化や生成AIをはじめとするデジタル技術の進展、近年の著しい建設費の高騰など、社会情勢は大きく変化しているところです。

他方で、県庁エリアを取り巻く環境も変化しており、新庁舎20階展望ロビーの土日開放や県庁マルシェの開催など、賑わい創出の取組が着実に進んでおります。

また、県庁エリアは、新幹線岐阜羽島駅と金華山岐阜城の間に位置しており、観光の面からも重要な機能を果たすことができるものと考えております。

こうした中、県有施設の見直しにつきましては、社会情勢の変化等を踏まえ、今後、県民に提供すべきサービスの姿、すなわち「目指すべき姿」を検討した上で、それを実現する手法を「サービスの担い手・手法」、「コスト」、「実現可能性」といった視点で幅広く検討していくこととしております。

このため、旧県庁舎跡地につきましても、「ぎふ結のもり」、岐阜アリーナ、更には北駐車場も含むエリア一体として、県民の皆様はどういったサービスを提供していくべきか、将来像を描いた上で、民間の資金やノウハウの導入も視野に入れ、その手法を検討していきたいと考えております。

今後、基本構想や社会情勢の変化等も踏まえつつ、まずは、県において検討した上で、その内容を県民や関係者の皆様にお示しし、幅広くご意見を伺いながら、議論を進めてまいります。

**再質問 答弁 知事**

基本構想、これを別に白紙に戻す必要はないかなと思っておりますのは、一応、色々な経緯があるかもしれませんが、県民の意見を踏まえて作った構想であります。ただし、今、基本構想を作るにあたり、県有施設の見直しにあたって、こうしたものも踏まえつつ、もう一度、それを白紙と言うかどうかわかりませんが、県有施設の

あり方、状況の変化に基づいて、今県民の皆様にとって、そして将来に向けて、何が一番いいかというのを検討しているところでございますので、この中で検討してまいりたいと考えております。

担当課 管財課

電話番号 058-272-1137

メール [c11116@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11116@pref.gifu.lg.jp)